

ご存じですか

クーリング・オフ

クーリング・オフとは・・・

訪問販売などで申し込みや契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら一方的に解約できる制度です。(クーリング・オフできる商品・サービスは法律で定められています。)

(詳細裏面)

クーリング・オフの方法は……

必ず書面で行います

必ずコピーを
取っておこう！



郵便はがき

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社
代表者様

住所
氏名

契約日 (※契約書面受領日) 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇営業所

担当 〇〇〇〇様

右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇〇円を返金し商品を引き取って下さい。

平成〇年〇月〇日

契約書面を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ここまで
(8日以内)

内職・モニター商法や
マルチ商法の場合
(20日以内)

- ハガキの両面をコピーし、保管しておきましょう。
- 郵便局で簡易書留または配達記録郵便で出しましょう。
- 支払方法でクレジット利用の場合は信販会社にも通知が必要です。

クーリング・オフ
すると……

- 書面を出した時点で契約は解除されます。
- 支払い済みの代金は、全額返金されます。
- 商品を受け取っている場合は返品できます。(引き取り費用は業者負担)
- サービスがすでに提供されている場合も、代金を支払う必要はありません。
- 土地や建物の工事が着手されていても、業者の負担で元に戻してもらえます。

困ったときは、迷わず相談を

滋賀県立消費生活センター

TEL (0749) 23-0999
〒522-0071 彦根市元町4-1

滋賀県立消費生活センター分室

TEL (077) 563-7009
〒525-0032 草津市大路一丁目1-1
エルティ932 3階

県庁県民生活課・県地域振興局地域振興課・市町村消費者行政担当課にも相談できます。

特定商取引法によるクーリング・オフ

取引の種類	クーリング・オフ期間	適用対象・条件等	販売方法	相談の多い商品・役務																					
訪問販売	法定の契約書面を受領した日から 8日間	店舗外での契約(家庭・職場訪問など) 店舗での契約は(街頭で呼び止められた・電話で呼び出された場合)	家庭・職場などで訪問販売された 街頭で呼び止められて店舗に連れて行かれた	ふとん・電気治療器具・消火器・浄水器・健康食品・学習教材・化粧品・エステ・シロアリ駆除・各種会員権・屋根・外壁工事など																					
電話勧誘販売		指定商品権利・役務で代金総額3千円以上 指定された消耗品を使用した場合は不可	電話による勧誘	電話で呼び出されて店舗に連れて行かれた	資格講座(行政書士・社会保険労務士・宅地建物取引主任者・電検三種等)・学習教材など																				
マルチ商法	法定の契約書面又は商品を受領した日のいずれか遅い日から 20日間	マルチ商法であればすべて該当	すべての商品・権利・役務	販売組織に加入した人が、友人・知人に「利益が得られる」と次々勧誘し、ピラミッド型に会員を増やし、商品を販売していくシステム	浄水器・化粧品・健康食品・医療器具・女性下着など																				
特定継続的役務	法定の契約書面を受領した日から 8日間	右の6業種(店舗に出掛けたときも該当)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定役務(4業種)</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エステティックサロン</td> <td>1ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> <tr> <td>外国語会話教室</td> <td>2ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> <tr> <td>学習塾</td> <td>2ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> <tr> <td>家庭教師</td> <td>2ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> <tr> <td>パソコン教室</td> <td>2ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> <tr> <td>結婚情報サービス</td> <td>2ヶ月超</td> <td>5万円超</td> </tr> </tbody> </table> 関連商品も解約可能	指定役務(4業種)	契約期間	契約金額	エステティックサロン	1ヶ月超	5万円超	外国語会話教室	2ヶ月超	5万円超	学習塾	2ヶ月超	5万円超	家庭教師	2ヶ月超	5万円超	パソコン教室	2ヶ月超	5万円超	結婚情報サービス	2ヶ月超	5万円超	クーリング・オフ期間後でも、未提供部分の中途解約が認められています。違約金の上限は定められています。
指定役務(4業種)	契約期間	契約金額																							
エステティックサロン	1ヶ月超	5万円超																							
外国語会話教室	2ヶ月超	5万円超																							
学習塾	2ヶ月超	5万円超																							
家庭教師	2ヶ月超	5万円超																							
パソコン教室	2ヶ月超	5万円超																							
結婚情報サービス	2ヶ月超	5万円超																							
内職・モニター商法	法定の契約書面を受領した日から 20日間	この商法はすべて該当	すべての商品・権利・役務	仕事の提供を約束して、仕事に必要な物品を買わせたり、登録料を支払わせる商法	ホームページ作成・パソコン入力・宛名書き・チラシ配り・浄水器・和服・女性下着など																				
送りつけ商法 (ネガティブ・オプション)			すべての商品・権利・役務	注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法 14日間 過ぎれば、自由に処分可能	書籍・学習教材・ビデオ・ストッキング・紳士録・皇室アルバムなど																				
通信販売	クーリング・オフの制度はありません。ただし、返品等が可能な場合もあります。		申込書郵送や電話・インターネットで商品を注文する方法																						

- その他の法律にもクーリング・オフ制度は定められています。(宅地建物取引業法、保険業法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律など)
- いずれの制度もいろいろな条件があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも解決できることがあります。詳細はお問い合わせください。